

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 中川 才助

令和5年度エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の導入に かかる助成について【①通常購入】

（ ご 案 内 ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では大阪府の燃料費高騰対策の一環として、エコタイヤの導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送でのみ受付といたします。

記

1. 助成対象期間 令和5年4月1日（土）～令和6年1月31日（水）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了いたします。なお、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象タイヤ

○タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表に定めた新品タイヤ、および再生タイヤで、大阪府下の営業用貨物車両に装着した（装着予定も可）もの。 ※他府県ナンバー、軽貨物車両、自家用車を除く

3. 助成額

タイヤ1本につきタイヤ本体の購入価格（消費税込み）の1/2で、
7,000円を限度額とします。

例：① 1本 20,000 円のタイヤを 4 本購入する場合

20,000 円×1.1（消費税）×助成率 1/2 = 11,000 円

上記計算結果が 7,000 円以上なので

7,000 円×4（本）= 28,000 円が助成額となります。

② 1本 12,000 円のタイヤを 4 本購入する場合

12,000 円×1.1（消費税）×助成率 1/2 = 6,600 円

上記計算結果が 7,000 円未満なので

6,600 円×4（本）= 26,400 円が助成額となります。

※小数点以下は切り捨てになりますので、ご注意ください

4. 助成上限本数

1社あたり 500 本まで。ただし、助成対象期間中に

納品・支払いが完了していること

5. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

○大阪府内の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両に対して令和 5 年 4 月 1 日以降にエコタイヤを購入していること。（軽自動車、自家用車は不可）

○被けん引車両に装着したタイヤも助成対象とします。

○新車導入の際に、車両に装着されたタイヤが対象の場合も助成対象とします。（見積書にタイヤの本数・品名・単価の記載、車両購入時の領収書・リース契約書等を提出してください）

○再生タイヤ導入の場合は必ず「再生」であることがわかる標記を請求書（明細書）に入れてください。

6. 助成申請必要書類

①（様式 1）令和 5 年度 エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の【①通常購入】導入助成金交付申請書

（様式 2）令和 5 年度 エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の【①通常購入】導入内訳書 ※装着予定の場合も、各装着予定車両を記載してください

②請求書（写）

・請求書（リースの際は見積書）は、**タイヤメーカー名・商品名・単価・本数**が明記

されていること。（タイヤメーカー名・商品名等は別表を参照してください）

・請求書の額と領収証（または振込明細書等）の額が同じであること。

※数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書を添付してください。

・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。

③領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。

・通帳の写しは不可とします。

・領収証等の代金領収日が、令和5年4月1日以降であること。

・手形でのお支払は、令和6年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。

・リース契約の場合は請求書と領収書の代わりに見積書とリース契約書（写）（割賦購入の場合は割賦販売契約書（写））

・リース契約書や割賦販売契約書等に契約日、エコタイヤ装着車両の登録番号か車台番号が記載されていること。

7. その他

○書類が全て揃った状態でご申請してください。事前の枠取りはできません。

○募集期間中に、複数回ご申請できます。

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。

タイヤの支払いをもって助成対象とします。請求書・領収証の日付が助成対象期間外（令和5年4月以前や、助成金受付終了後）の場合は、助成いたしません。

○手書き申請で様式1. 様式2の記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

※様式1の訂正箇所のうち申請金額の訂正は認められませんので再度申請用紙を用意してください。

※申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示はできませんので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 業務部

TEL：（06）6965-4036